

原議保存期間	30年(令和35年3月31日まで)
有効期間	一種(令和35年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
殿

警察庁丙刑企発第56号
令和4年9月27日
警察庁刑事局長

司法警察職員捜査書類基本書式例の一部改正について(通達)

標記については、別添1のとおり、令和4年9月14日付け最高検企第435号をもって検事総長から指示がなされ、あわせて、別添2のとおり、同日付け最高検企第436号をもって次長検事からその伝達等に関する依頼があったところであるが、今回の書式例改正の概要及び運用開始日については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の概要

本年11月1日から外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和2年法律第33号)が施行され、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が導入されることに伴い、弁解録取書(様式第19号)の様式を変更し、別紙中、「弁護士法人」の記載がある部分につき、「(弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。)」の記載を追加することとしたもの。

2 運用開始日

令和4年11月1日

最高検企第435号
令和4年9月14日

司法警察職員 殿

検事総長 甲斐行夫
(公印省略)

「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（指示）
平成12年3月30日付け最高検企第54号当職指示「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部を下記のとおり改正し、令和4年11月1日から施行します。
刑事訴訟法第193条第1項により指示します。

記

様式第19号を次のように改める。

別紙

- 1 あなたは、^{べんごにん} 弁護人 ^{せんになん} を選任することができます。
- 2 あなたに ^{べんごにん} 弁護人がない場合に ^{ぼあい} 自らの ^{みづか} 費用で ^{ひよう} 弁護人 ^{べんごにん} を ^{せんになん} 選任したいときは、
^{べんごし} 弁護士、^{べんごしほうじん} 弁護士法人（^{べんごし} 弁護士・^{がいこくほうじむ} 外国法事務 ^{べんごしきやうどうほうじん} 弁護士 ^{ふく} 共同 ^{また} 法人を含む。）又は
^{べんごしかい} 弁護士会を ^{してい} 指定して ^{もう} 申し出ることが ^で できます。その ^{もうしで} 申出は、^{しほうけいさついん} 司法警察員
^{そうち}（送致された場合は ^{ぼあい} 検察官）か、あなたが ^{りゆうち} 留置されている ^{しせつ} 施設の ^{せきにんしや} 責任者
^{けいじしせつ}（刑事施設の ^{ちやうも} 長若しくは ^{りゆうちぎやうむかんりしや} 留置業務管理者）又はその ^{また} 代理者 ^{だいらしや} に対して ^{たい} する
ことができます。
- 3 あなたが、^ひ 引き続き ^{こうりゆう} 勾留を ^{せいきゆう} 請求された ^{ぼあい} 場合において ^{ひんこんとう} 貧困等の ^{じゆう} 事由により
^{みづか} 自ら ^{べんごにん} 弁護人 ^{せんになん} を選任することができないときは、^{さいばんかん} 裁判官 ^{たい} に対して ^{べんごにん} 弁護人 ^{せん} の選
^{にん} 任を ^{せいきゆう} 請求することができます。裁判官 ^{さいばんかん} に対して ^{たい} 弁護人 ^{べんごにん} の ^{せんになん} 選任 ^{せいきゆう} を請求するに
は ^{しりよくしんこくしよ} 資力 ^{ていしゆつ} 申告書を ^{しりよく} 提出しなければなりません。あなたの ^{しりよく} 資力 ^{まんえんい} が50万円以
^{じよう} 上であるときは、あらかじめ、^{べんごしかい} 弁護士会 ^{べんごにん} に ^{せんになん} 弁護人 ^{もうしで} の選任の ^{もうしで} 申出をしていな
ければなりません。
- 4 あなたが、^{べんごにんまた} 弁護人又は ^{べんごにん} 弁護人となろうとする ^{べんごし} 弁護士と ^{せつけん} 接見したいことを ^{もう} 申
^で し出れば、^{ただ} 直ちにその ^{むね} 旨をこれらの ^{もの} 者に ^{れんらく} 連絡します。

最高検企第436号
令和4年9月14日

警 察 庁 長 官 殿

次長検事 山 上 秀 明
(公 印 省 略)

「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（依頼）
標記書式例の一部が改正され、別添のとおり検事総長指示が発せられたので、貴
管下司法警察職員に対し伝達方お取り計らい願いたく、依頼します。

なお、改正点等は下記のとおりですので、併せて伝達願います。

記

本改正は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正
する法律（令和2年法律第33号）が本年11月1日から施行され、弁護士・外国
法事務弁護士共同法人制度が導入されることに伴い、弁解録取書（様式第19号）
の様式を変更し、別紙中、「弁護士法人」の記載がある部分につき、「弁護士・外
国法事務弁護士共同法人」の記載を追加するものです。